

## ねずみ等の調査及び防除業務特記仕様書

### I. 業務概要

#### 1. 総則

- (1) 本施設において、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第四条の四）（以下「ねずみ等」という）に関する調査及びその結果に基づく措置を行うことにより、施設の衛生的環境の確保を図ることを目的とする。
- (2) ねずみ等の調査及び防除は、対象生物ごとに許容水準を定め、有害生物を許容水準以下に制御・維持する総合的有害生物管理（IPM）に基づき行うものとする。
- (3) 本特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。
  - ・ 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「共通仕様書」という）
  - ・ 現場説明書
  - ・ 建物平面図
  - ・ 質問回答書
- (4) 業務仕様書（特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、質問回答書）に定めのない事項は、発注者と受注者で協議の上定める。

2. 業務名： ねずみ等の防除

#### 3. 履行場所

施設名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

面積： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

施設明細を別紙1に示す。

4. 履行期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

#### 5. 防除対象

建築物衛生法に準拠した有害生物とする。

- (1) ネズミ類
- (2) ゴキブリ類
- (3) 蚊類
- (4) ハエ・コバエ類
- (5) ダニ類

#### 6. 使用薬剤

防除に使用する殺そ剤又は殺虫剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

使用薬剤の記入例を別紙2に示す。

## II. 一般共通事項

### 1. 費用負担

業務に必要な機材、薬剤、消耗品、車輛等は受注者の負担とし、水道、電気等の光熱水費は発注者の負担とする。

### 2. 業務計画書

業務計画書を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。なお、具体的日時は履行期間内で協議の上定める。業務計画書の記入例を別紙3に示す。

### 3. 業務報告

受注者は業務終了の都度所定の期日までに、別に定める書式の報告書を提出する。

### 4. その他

- (1)受注者は本業務を原則として自ら実施すること。他のものに委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を通知すること(告示119号)。
- (2)受注者は安全確保上または環境保全上必要な法令等を遵守する。
- (3)本業務の実施過程で知り得た機密を他に漏洩してはならない。

## III. 調査

### 1. 調査方法【表1:調査項目ごとの調査手法、表2:対象生物ごとの調査方法】参照

調査は、表1、表2を参照。なお、調査は状況に応じ、聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境及び施設・設備の調査により行う。

#### 【表1：調査項目ごとの調査手法】

調査項目	調査手法
1. 聞き取り調査	ねずみ、ゴキブリ、蚊、ハエ・コバエ、ダニを対象として、施設管理担当者又は建築物各区域を使用している職員から目撃情報、被害状況を聞き取る。
2. 目視による調査	ねずみ、ゴキブリ、蚊、ハエ・コバエを対象として、以下の調査を実施。 ① ねずみ 建築物の区画ごとに次のような証跡(ラットサイン)を調査する。調査項目は、糞、尿によるシミ、足跡、嚙り跡、こすり跡、鳴き声、侵入場所(穴)、営巣場所等の有無を確認。 ② ゴキブリ 建築物の区画ごとに証跡を調査する。調査項目は、虫体、ローチスポット(糞、吐き戻し)、卵鞘の有無を確認。 ③ 蚊、ハエ・コバエ 建築物全体を巡回調査する。調査項目は、成虫の存在、発生源、外部発生源との関連などを確認。
3. トラップ等による調査	ねずみを対象として、以下の調査を実施する。 a. 喫食調査、足跡調査 ・天井の点検口などに無毒餌を配置して、その喫食状況から生息状況を確認。 ・天井の点検口などねずみの往来しそうな箇所に黒紙を配置し、足跡の付着の程度から生息状況を確認。
b. 粘着トラップ調査	ゴキブリを対象として、以下の調査を実施。 ・建築物の区画ごとに、ゴキブリ用粘着トラップを生息が多い箇所では3~7日を過去の実績を目安に設置し、捕獲指数を算出。配置数は、厨房など発生しやすい場所では5㎡に1枚、事務所などでは発生のおそれのある場所に25~50㎡に1枚を目安に、過去の実績に基づき決定。 ・建築物の1区画に配置したトラップ数が10個以下の場所にあつては、捕獲数の多いトラップ上位3つまでを、また、トラップ数を10個より多く配置した場所にあつては、配置数の30%を目安に捕獲数上位のトラップを捕獲指数の算出に用いる。なお、上位3つまで又は30%ま

	<p>でに0が含まれる場合は、これも捕獲指数の算出に加える。なお、卵鞘から孵化した1令幼虫は加えない。</p> <p>蚊、ハエ、コバエを対象として、以下の調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨房及び浄化槽のある区域、発生のおそれのある区域に、ライトトラップや粘着シート、ハエ取りリボンを、発生の多い場所では14日以内を目安に設置。</li> </ul>
c. 粘着式クリーナーによる調査	ダニを対象として、ローラー式の粘着クリーナーにより床面をころがし、付着したダニを実体顕微鏡下で観察する。
4. 飽和食塩水浮遊法による調査	掃除機で採集した塵からダニを分離する方法で、飽和食塩水に塵を入れよく攪拌し、その上澄み液をろ紙上に展開し、実体顕微鏡下で拾い出し、顕微鏡標本を作成し生物顕微鏡で同定する。
5. ダニ簡易検査キットによる調査	ダニ虫体に由来するDer2アレルゲンに特異的に反応するモノクローナル抗体を用いた検査キットで、掃除機で採集した塵を入れた抽出液に試験紙を反応させ、その発色の度合いでアレルゲン量を測定する。
6. 環境及び施設・設備の調査	<p>① 清掃状況を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨房機器、流し台、床、排水溝などに厨芥類が付着していないか、清潔になっているか。</li> <li>・ 阻集器（グリストラップ）や汚水槽、雑排水槽が定期的に清掃され、腐敗した有機物が付着していないか。</li> </ul> <p>② 整理整頓状況を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚の整理が乱雑で、ダンボールや包装材が放置されていないか。</li> </ul> <p>③ 食物管理状況を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物や食品材料が放置されていないか。</li> </ul> <p>④ 厨芥類の管理状況を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨芥類が放置されていないか、ゴミ箱は清掃されて厨芥類が付着していないか。</li> </ul>
a. 環境調査	
b. 施設・設備の調査	<p>① 建築物周囲に外部から侵入できる隙間がないか。</p> <p>② パイプシャフト周囲など垂直に移動できる隙間がないか。</p> <p>③ 壁、天井、床、カウンター、食器棚周辺に隙間がないか。</p> <p>④ 排水系統からねずみが侵入できない構造になっているか。</p> <p>⑤ 厨房機器の下部は清掃ができる構造になっているか。</p> <p>⑥ 窓に網戸が設置されているか。</p>

【表2：対象生物ごとの調査方法】

方 法	ネズミ	ゴキブリ	蚊	ハエ・コバエ	ダニ
①聞き取り調査	○	○	○	○	○
②目視調査	○	○	○	○	
③喫食調査	○				
④足跡調査	○				
⑤捕獲（粘着トラップ）		○			
⑥捕獲（リポントラップ）			△	△	
⑦捕獲（ライトトラップ）			△	△	
⑧捕獲（粘着クリーナー）					△
⑨飽和食塩水浮遊法					△
⑩ダニ簡易検査キット					△
⑪環境調査	○	○	○	○	○
⑫施設・設備調査	○	○	○	○	○

○：発生状況の実態を判定するために必要な基本的調査法

△：精度の高い調査が必要と判断された場合に行う調査法(別途予算)

2. 調査回数【別紙3：業務計画書の記入例】参照

建物全体の調査 6月以内ごとに1回

発生しやすい個所の調査 2月以内ごとに1回（各自治体の規定に従う）。

3. 目標水準

(1) 予め対象生物ごとに以下に示す三段階の水準を定め、調査の結果がいずれの水準に該当するかを判定する。

水準の種類	状 況
許容水準	環境衛生上、良好な状況。
警戒水準	放置すると今後、問題になる可能性がある状況。
措置水準	ねずみ等の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状況。

(2) 調査結果が許容水準の場合、定期的調査を継続する。

(3) 調査結果が警戒水準の場合、発生防止対策となる環境改善、施設改善の提案を行う。

また、状況に応じ調査時に薬剤や器具を使った防除を実施する。

(4) 調査結果が措置水準の場合、発生防止対策となる環境改善【別紙4】、施設改善【別紙5】の提案を行うと共に、薬剤や器具を使った防除を実施する。本仕様書以上の回数、防除方法が必要な場合は別途提案する。

(5) 具体的水準は【表3：標準的な水準例】を参考に施設ごとに、発注者と受注者で協議の上定める。

なお表3は人が通常とどまって活動する区域に適用する標準的な水準であり、施設の状況に応じ区域ごとに異なる水準が必要となる場合、その区域ごとに個別の水準を設定する。

【表3：標準的な水準例】

対象生物	許容水準	警戒水準	措置水準
ねずみ	以下全て該当する場合 ① 生きたねずみが確認されない ② 配置した無毒餌が喫食されない ③ 天井等に配置した紙に足跡や齧り跡が付かない	以下全て該当する場合 ① 生きたねずみが確認されない ② 無毒餌が喫食されるか、配置した紙に足跡や齧り跡が確認される	以下1つ以上該当する場合 ① 生きたねずみが確認される ② 食品や家具・什器等に咬害が見られる
ゴキブリ	以下全て該当する場合 ① トラップによる捕獲指数が0.5未満 ② 生きたゴキブリが目撃されない	以下1つ以上該当する場合 ① トラップによる捕獲指数が0.5以上1未満 ② 生きたゴキブリが僅かに目撃される	以下1つ以上該当する場合 ① トラップによる捕獲指数が1以上 ② 生きたゴキブリがかなり目撃される
蚊	以下全て該当する場合 ① ライトトラップによる捕獲指数が1未満 ③ 屋内に生きた蚊が目撃されない	以下1つ以上該当する場合 ① ライトトラップによる捕獲指数が1以上3未満 ② 屋内に生きた蚊が僅かに目撃される	以下1つ以上該当する場合 ① ライトトラップによる捕獲指数が3以上 ② 屋内で吸血される。
ハエ・コバエ	以下全て該当する場合 ① ハエはライトトラップによる捕獲指数が1未満。コバエ類は3未満 ① 生きたハエ・コバエ類が目撃されない	以下1つ以上該当する場合 ① ハエはライトトラップによる捕獲指数が1以上5未満。コバエ類は3以上5未満 ② 生きたハエ・コバエ類が僅かに目撃される	以下1つ以上該当する場合 ① ハエはライトトラップによる捕獲指数が5以上。コバエ類は5以上 ② 生きたハエ・コバエ類が多数目撃される
ダニ			以下1つ以上該当する場合は、【表1：調査項目ごとの調査手法 3.c、4、5】を行う ① 屋内で刺咬される ② ダニアレルギーが発症する

#### 4. 調査後の提案事項

調査結果が警戒水準、措置水準であった場合、受注者は発注者に対し発生防止対策となる環境改善（食物管理、清掃管理）、施設改善（防鼠工事、隙間コーキング、ピットの設置、水槽内部の清掃等）の提案を行う。環境改善と施設改善の提案例を別紙4、別紙5に示す。

### IV. 防 除

#### 1. 基本事項

- (1) ねずみ等の防除は調査により必要な状況が確認された場合に限り実施する。
- (2) 調査結果が警戒水準の場合は、環境改善や施設改善の提案を行い、状況に応じ薬剤や器具を使った防除を実施する。
- (3) 調査結果が措置水準の場合、薬剤や器具を使った防除を実施する。調査終了後ただちに実施できない場合にあっては、調査結果の内容の協議に基づき、予め定めた別日に実施する。さらに防除が必要な場合は別途提案するものとする。
- (4) 薬剤を用いる場合、受注者は薬剤種、実施場所等、施設利用者に対する安全対策上必要な情報を示し、発注者は実施場所及び影響の及ぶ範囲にその旨を通知する。
- (5) 物品養生等の事前準備、事後清掃等が必要な場合、受注者は発注者に対し予め示すと共に、受注者、発注者のいずれが実施するか協議の上定める。

#### 2. 防除回数

- ・調査時及び調査結果に基づいて、必要な防除を行う。
    - ・調査時に行う防除（発生しやすい箇所）：年6回
    - ・調査と別日に行う必要な防除：2ヵ月以内ごとに1回以内
- 【別紙3：業務計画書の記入例】参照

#### 3. 防除方法

以下の方法により必要な措置を行う。【表4：防除項目ごとの防除手法】

- (1) ねずみの防除  
必要に応じ毒餌処理、粘着トラップによる防除及び捕鼠器による防除を行う。
- (2) ゴキブリの防除  
必要に応じ毒餌処理、殺虫剤の散布処理、ULV処理及び蒸散剤の処理を行う。
- (3) 蚊の防除  
必要に応じ殺虫剤の散布処理、ULV処理、蒸散剤による処理を行う。また、ライトトラップの設置を提案する。
- (4) ハエ・コバエ類の防除  
必要に応じ殺虫剤の散布処理、ULV処理、蒸散剤による処理を行う。また、ライトトラップの設置を提案する。
- (5) ダニの防除  
必要に応じ殺虫剤の散布処理、ULV処理を行う。また、加熱処理を提案する。

【表4:防除項目ごとの防除手法】

#### (1) ねずみの防除

防除項目	防除手法
①毒餌処理	ねずみの生息場所、通路、餌場、休息場所等に毒餌皿に入れて配置する。食品に混入するおそれのある箇所、子供やペットがいる場所では、毒餌箱に入れて配置する。
②粘着トラップによる防除	① ねずみが出没する箇所に夜間配置し、始業前に回収する。なお、生息数の多い場所では1枚/m <sup>2</sup> 以上配置する。 ② 天井裏等侵入のおそれのある箇所に配置する。
③捕鼠器による防除	① 圧殺式トラップ（パチンコ）又は生捕り式トラップを配置する。人が出入する箇所では、安全に十分配慮し取り扱いに注意する。 ② 天井裏等侵入のおそれのある箇所に配置する。

## (2) ゴキブリの防除

防除項目	防除手法
①毒餌処理	ゴキブリ用ベイト剤又は容器入りのものを配置する。
②殺虫剤の散布処理	ゴキブリの生息場所となる隙間や割れ目、徘徊場所に重点処理する。
③ULV処理	ピレスロイド系の水性乳剤を用法、用量に基づいて、電動式ULV機、ノズル式ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により処理する。

## (3) 蚊の防除

防除項目	防除手法
①殺虫剤の散布処理	幼虫が発生する水域に薬剤を用法用量に基づいて散布する。
②ULV処理	蚊が発生しているマンホール内部及び飛翔区域に、ピレスロイド系の水性乳剤をULV機、ノズル式ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により処理する。
③蒸散剤による処理	ジクロロボス又はピレスロイド系の樹脂蒸散剤を用法、用量に基づいて、マンホール内部に吊るす。
④ライトトラップによる防除	発生のおそれのある区域には、粘着シート式ライトトラップを設置する。

## (4) ハエ・コバエ類の防除

防除項目	防除手法
①殺虫剤の散布処理	幼虫の発生源に薬剤を用法・用量に基づいて散布する。
②ULV処理	コバエ類が発生しているマンホール内部及び飛翔区域に、ピレスロイド系の水性乳剤を電動式ULV機、ノズル式ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により処理する。食料を扱う区域では、ビニールシート等で養生する。
③蒸散剤による処理	ジクロロボス又はピレスロイド系の樹脂蒸散剤を用法、用量に基づいて、マンホール内部に吊るす。
④ライトトラップによる防除	発生のおそれのある区域には、粘着シート式ライトトラップや粘着トラップを設置する。

## (5) ダニの防除

防除項目	防除手法
	ダニの生息実態調査の結果に基づき、次の方法等により、適切な防除作業を行う。
①殺虫剤の散布処理	被害の訴えのある箇所全自動噴霧機により重点処理する。
②ULV処理	ピレスロイド系の水性乳剤を用法、用量に基づいて、電動式ULV機、ノズル式ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により噴霧する。
③加熱処理	布団、畳は布団乾燥車で内部温度を60℃で2時間、加熱乾燥させる。

## 4. 効果判定

防除作業を行った個所については、終了後、事前調査と同じ方法により、効果判定を行う。

## 5. 再作業

効果判定によって警戒水準、措置水準に該当する場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、防除作業に起因する場合は再作業を、それ以外（環境及び施設・設備の不備など）に起因する場合は、提案を行う【別紙4】【別紙5】。

## V. 連絡及び指示事項

- (1) 実施にあたっては、業務及び訪問者の妨げにならないように配慮すること。
- (2) 食器、書類等に影響がないよう配慮すること。
- (3) 受注者は作業責任者を定め、担当者の指示に従い火災等の予防に万全を期すこと。
- (4) 作業中、発注者の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復すること。
- (5) 作業を行う場合は、事前に作業日時、作業人員、薬剤の種類、処理法、処理区域、緊急時連絡先等を担当者に連絡すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合には、担当者との協議のうえ、その指示に従うこと。

以上

【別紙 1 施設明細の記入例】

階	用 途	室数 (個所数)	面 積
5	事務室	4	1,000 m <sup>2</sup>
	湯沸室	1	10 m <sup>2</sup>
	便所	2	30 m <sup>2</sup>
4	事務室	2	1,000 m <sup>2</sup>
	湯沸室	1	10 m <sup>2</sup>
	便所	2	30 m <sup>2</sup>
3	事務室	4	1,000 m <sup>2</sup>
	湯沸室	3	10 m <sup>2</sup>
	便所	2	30 m <sup>2</sup>
2	事務室	2	1,000 m <sup>2</sup>
	湯沸室	1	10 m <sup>2</sup>
	便所	2	30 m <sup>2</sup>
1	事務室	2	1,000 m <sup>2</sup>
	湯沸室	1	10 m <sup>2</sup>
	便所	2	30 m <sup>2</sup>
B1	食堂	1	330 m <sup>2</sup>
	駐車場	1	500 m <sup>2</sup>
	ゴミ置き場	1	100 m <sup>2</sup>
	荷捌き場	1	110 m <sup>2</sup>
B2	倉庫	6	500 m <sup>2</sup>
	機械室	1	400 m <sup>2</sup>
	湯沸室	1	10 m <sup>2</sup>
	便所	1	30 m <sup>2</sup>
	雑排槽	1	20 m <sup>2</sup>
	汚水槽	1	20 m <sup>2</sup>
	湧水層	6	480 m <sup>2</sup>



【別紙2：使用薬剤の記入例】

防除対象	薬 剤 名	製剤濃度	使用濃度
ネズミ			
ゴキブリ			
蚊			
ハエ・コバエ			
ダニ			
他：			
他：			
他：			

\* 記載生物以外は「他」に生物種を記入。

\* 範囲は高圧変電室など危険な場所は除外とし、建物名、部屋名、面積等を記入。詳細は調査結果による。

\* 数量は捕獲トラップ数等。

【別紙3：業務計画書の記入例】

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建物全体の調査	○						○					
建物全体の調査後、別日に行う必要な防除		○		○		○		○		○		○
発生しやすい個所の調査	○		○		○		○		○		○	
発生しやすい箇所調査後、別日に行う必要な防除		○		○		○		○		○		○
効果判定調査		○		○		○		○		○		○

「発生しやすい箇所」とは、食料を取り扱う区域、汚水槽、雑排水槽、湧水槽、浄化槽、雨水桝、阻集器(グリストラップ)、排水槽、廃棄物の保管庫等をいう。

【別紙4：環境改善の提案例】

提案項目	提案内容
1. 食物管理	食品倉庫を密閉する。野菜等を冷蔵庫や密閉されたキャビネットに収納する。 厨芥類は始末し、使った食器などは、洗浄後、戸棚に格納する。
2. 清掃管理	① 厨房の床は就業時間後に清掃し、厨房機器の上部、下部や裏側に残菜を残さないように片付ける。床の水分も拭き取る。 ② 棚や引き出しは整理整頓し、ダンボール箱などを片付ける。 ③ 排水溝やグリストラップを清掃し、厨芥類は処分する。 ④ ゴミ箱は就業時間後に洗浄し、内部に厨芥類を残さない。

【別紙 5：施設改善の提案例】

提案項目	提案内容
1. 防鼠工事	ねずみの侵入口及び侵入の恐れのある箇所を金属板、金網、防鼠パテ等で塞ぐ。
2. 隙間コーキング	ゴキブリの潜み場所となる隙間や割れ目をコーキング剤等によって塞ぐ。
3. ピットの設置	蚊やコバエの防除にあたり、マンホールがない水槽では、薬剤投入のため床面に小さな穴（ピット）を設ける。
4. 水槽内部の清掃	ハエ・コバエの発生源となる水槽は、水面のスカム、壁面、マンホール蓋裏面を清掃し、汚れを除去する。